

### 3. 岡山大学歯学部規程

（平成16年4月1日）  
（岡大歯規程第1号）

改正 平成17年10月18日規程第5号

改正 平成19年 1月13日規程第1号

改正 平成20年 2月13日規程第1号

#### （趣旨）

第1条 この規程は、国立大学法人岡山大学管理学則（平成16年岡大学則第1号。以下「管理学則」という。）及び岡山大学学則（平成16年岡大学則第2号。以下「学則」という。）の規定に基づき、岡山大学歯学部（以下「本学部」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

#### （本学部の目的）

第2条 本学部は、広く知識を授け、深く歯学の学識・技能の教授、研究を行い、高い人格を備えた応用能力豊かな有為な人材の育成を図り、もって人類の福祉及び世界文化の進展に寄与することを目的とする。

#### （自己評価等）

第3条 本学部は、本学部に係る点検及び評価（以下「自己評価」という。）を行いその結果を公表する。

2 前項の自己評価については、岡山大学（以下「本学」という。）の職員以外の者による検証を受けるよう努めるものとする。

3 自己評価に関し、必要な事項は、別に定める。

#### （教育研究等の状況の公表）

第4条 本学部は、教育研究及び組織運営の状況等について、定期的に公表する。

#### （組織的研修）

第5条 本学部は、教員の教育内容及び教育方法の改善を図るため、組織的な研究及び研修を実施する。

#### （副学部長）

第6条 本学部に、副学部長を置く。

2 副学部長に関し必要な事項は、別に定める。

#### （教授会）

第7条 本学部に、岡山大学歯学部教授会（以下「教授会」という。）を置く。

2 教授会に関し、必要な事項は、別に定める。

#### （学科）

第8条 本学部に歯学科を置く。

#### （専門教育科目の学期）

第9条 専門教育科目の学期は、学則第35条に規定する前期を第1期及び第2期、後期を第3期及び第4期に分割する。なお、それぞれの期間は、次のとおりとする。

第1期 4月1日から5月31日まで

第2期 6月1日から9月30日まで

第3期 10月1日から11月30日まで

第4期 12月1日から翌年3月31日まで

#### （教育課程）

第10条 本学部の教育課程は、教養教育科目及び専門教育科目により編成する。

2 教養教育科目の授業科目の区分、授業科目及び単位数については、岡山大学教育開発

センター長が公示するところによるものとし、履修方法等については、別表第1のとおりとする。

3 専門教育科目の授業科目、単位数及び履修方法等については、別表第2のとおりとする。

4 前項の規定にかかわらず、必要があるときは、教授会の議を経て、特別の授業科目を開設することがある。

(履修科目の届出)

第11条 学生は、学年の始めの定められた期日までに、その年度に履修しようとする授業科目（専門教育科目の必修科目を除く。）を学部長に届け出て承認を受けなければならない。ただし、後期において開講する授業科目については、後期の始めに追加又は変更を認めることがある。

2 学年の中途において開講する授業科目を履修しようとするときは、別に定める期日までに学部長に届け出て承認を受けなければならない。

(履修科目の上限)

第12条 学生が1年間に履修科目として登録できる教養教育科目的単位数の上限は、別に定める。

(授業の方法)

第13条 本学部の授業は、講義、演習、実験及び実習により行う。

2 学部長は、文部科学大臣が別に定めるところにより、前項の授業を、多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させることができる。

3 学部長は、文部科学大臣が別に定めるところにより、第1項の授業の一部を、校舎及び附属施設以外の場所で行うことができる。

(単位の計算方法)

第14条 授業科目的単位の計算方法については、次の基準によるものとする。

一 講義については、15時間の授業をもって1単位とする。

二 演習については、30時間の授業をもって1単位とする。

三 実験については、45時間の授業をもって1単位とする。

四 実習については、30時間又は45時間の授業をもって1単位とする。

(成績評価基準)

第15条 各授業における授業の方法及び計画並びに成績評価基準については、講義要覧等により学年の始めに公表する。

(単位の認定及び成績の判定)

第16条 単位の認定は、前条に規定する成績評価基準に照らし、試験の成績等により授業担当教員が行う。

2 成績の判定は、優、良、可及び不可とし、可以上をもって合格とする。ただし、必要と認める場合は、優、良及び可の評価に代えて、修了又は認定とすることができる。

(入学前の既修得単位の認定)

第17条 学生が本学又は他の大学（外国の大学を含む。以下同じ。）若しくは短期大学（外国の短期大学を含む。）において履修した授業科目について修得した単位の認定は、当該大学の発行した成績証明書等により教授会の議を経て、学部長が行う。

(他学部における授業科目的履修)

第18条 学生が、本学の他の学部の授業科目を履修しようとするときは、学部長を経て、当該学部長に願い出て許可を受けなければならない。

2 本学部が教育上有益と認めるときは、前項の規定により履修し、修得した単位を、卒業の要件となる単位として認定することができる。

(他の大学の授業科目的履修)

第19条 本学部が教育上有益と認めるときは、本学部の学生に他の大学（外国の大学を

含む。) の授業科目を当該大学との協議に基づき履修させることがある。

- 2 前項の履修を希望する学生は、学部長に願い出て許可を受けなければならない。
- 3 他の大学（外国の大学を含む。）で履修した授業科目の成績判定は、当該大学の交付する成績証明書により教授会が行う。

(試験)

第20条 試験は、別表第1及び別表第2に定める授業科目について、原則として学期末に行う。

- 2 所定の時間授業に出席しなかった者は、その授業科目の試験を受けることができない。

(追試験)

第21条 病気その他やむを得ない理由により、前条第1項の試験に欠席した者に対し、追試験を行うことがある。

- 2 追試験を受けようとする者は、医師の診断書又は理由書を添え、速やかに学部長に願い出て許可を得なければならない。

(卒業の要件)

第22条 卒業の要件は、本学部に6年以上在学し、かつ、別表第1及び別表第2に定める卒業要件単位数以上を修得しなければならない。

- 2 第3年次に編入学した者については、別に定める。

(学士入学、転学、編入学及び転学部)

第23条 本学部への学士入学、転学、編入学及び転学部（以下「学士入学等」という。）を志願する者があるときは、選考の上、教授会の議を経て、許可することができる。

- 2 本学部の学生が、他の大学又は他の学部に転学又は転学部を志願する場合は、学部長に願い出て許可を受けなければならない。

(在学期間の通算等)

第24条 前条第1項の規定により学士入学等を許可された者の在学期間の通算及び既修得単位の認定は、教授会の議を経て、学部長が行う。

- 2 科目等履修生の履修単位数等による修業年限の通算については、別に定める。

(退学勧告)

第25条 学生の学業成績が著しく不振であると認める場合は、教授会の議を経て、退学を勧告することがある。

- 2 退学勧告を受け退学した者で、再入学を願い出た者に対しては、教授会の議を経て、再入学を許可することがある。

- 3 退学勧告の基準、取扱い等については、別に定める。

(聴講生)

第26条 本学部が開設する授業科目の聴講生として入学を志願しようとする者は、学年又は学期の始めに所定の願書を提出しなければならない。

- 2 聴講生の取扱いについては、別に定める。

(科目等履修生)

第27条 本学の学生以外の者で、本学部の開設する授業科目の履修を志願する者があるときは、教授会の議を経て、科目等履修生として入学を許可し、単位を授与することができる。

- 2 科目等履修生の取扱いについては、別に定める。

(特別聴講学生)

第28条 特別聴講学生を志願しようとする者は、学年又は学期の始めに所定の願書を所属する大学を経て、学部長に提出し、許可を得なければならない。

- 2 第19条及び第20条の規定は、特別聴講学生に対し準用する。

- 3 特別聴講学生の所属する大学に対し、成績証明書を交付する。

(研究生)

第29条 研究生として入学を志願しようとする者は、学年又は学期の始めに所定の願書を提出しなければならない。

2 研究生として入学を許可することができる者は、次の各号の一に該当する者でなければならない。

一 大学を卒業した者

二 教授会において前号と同等以上の学力があると認めた者

3 研究生の在学期間は、1年以内とし、その年度を超えることはできない。

4 研究のため学期間を越えて引き続き在学しようとする者は、在学期間延長願を提出しなければならない。

5 前項の願い出があったときは、1年ごとにその在学期間の延長を許可することがある。  
(雑則)

第30条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は、教授会の議を経て定める。

#### 附 則

1 この規程は、平成16年4月1日から施行する。

2 平成15年度以前の入学者については、岡山大学歯学部規程等を廃止する規程（平成16年岡大歯規程第1号）により廃止された岡山大学歯学部規程（平成7年岡山大学歯学部規程第1号）の例による。

#### 附 則

1 この規程は、平成18年4月1日から施行する。

2 平成17年度以前の入学者については、改正後の岡山大学歯学部規程の規定にかかわらず、なお従前の例による。

#### 附 則

1 この規程は、平成19年4月1日から施行する。

2 平成18年度以前の入学者については、改正後の岡山大学歯学部規程の規定にかかわらず、なお従前の例による。

#### 附 則

1 この規程は、平成20年4月1日から施行する。

2 平成19年度以前の入学者については、改正後の岡山大学歯学部規程の規定にかかわらず、なお従前の例による。

別表第1(第10条第2項関係)

(教養教育科目の履修方法等)

科目区分	授業科目	履修方法等			卒業要件単位
		必修単位	選択必修単位	履修要件	
ガイダンス科目	歯科医療演習	1			1
主題科目	現代の課題	「現代の課題」グループ科目	2		
	人間と社会	「人間と社会」グループ科目	2		
	健やかに生きる	「健やかに生きる」グループ科目	2		
	自然と技術	「自然と技術」グループ科目	2		
個別科目	人文・社会科学	人文・社会科学系科目			45
	自然科学	自然科学系科目		物理学、化学及び生物学の中から高校未履修1授業科目2単位並びに物理学実験（1単位）、化学実験（1単位）、生物学実験（1単位）を修得することが望ましい	
	生命・保健科学	健康・スポーツ科学			
		スポーツ実習（A, B, C, D, E, F）		修得することが望ましい	
	情報科学	情報処理入門		2単位修得することが望ましい	
外国語科目	英語	英語（歯学部）	2		ドイツ語、フランス語、中国語及び韓国語の中から1授業科目を選択して修得することが望ましい
		英語（ネイティブ）	2		
		英語（オラコン）、英語（作文・文法）、英語（読解：自然）、英語（検定）		4	
		上級英語			
		基礎英語		卒業要件外	
	ドイツ語	ドイツ語初級			
		ドイツ語中級			
	フランス語	フランス語初級			
		フランス語中級			
	中国語	中国語初級			
		中国語中級			
	韓国語	韓国語初級			
		韓国語中級		6以上	
	ロシア語	ロシア語初級			
		ロシア語中級			
	スペイン語	スペイン語初級			
		スペイン語中級			
	イタリア語	イタリア語初級			
		イタリア語中級			
	日本語	日本語（A, B, C, D, E）			留学生用
教養教育科目 計					46

**別表第2(第10条3項関係)**  
**(専門教育科目的単位数及び履修方法等)**

区分		授業科目	単位数	必修選択の別	備考	
専門教育科目	自然科学から歯学を知る	生物学から見た歯学	細胞生物学	2.0	必修	
		物理・化学から見た歯学	生体材料学1	1.0	必修	
			生体材料学2	1.0	必修	
	歯学の研究と医療を知る	医療と研究の原点	早期見学実習	4.0	必修	
	専門科目	人体の構造と機能	細胞・組織の構成	細胞・組織学	2.0	必修
				生体分子の構造・機能と代謝	2.0	必修
		器官系の構造	神経の構造	2.0	必修	
			頭頸部の構造	2.0	必修	
			内臓の構造	1.0	必修	
			運動器の構造演習	0.5	必修	
		生体調節の機構	動物的機能の生理学	2.0	必修	
			植物的機能の生理学	2.0	必修	
			分子生物学・情報伝達生化学	2.0	必修	
顎顔面の構造と機能	歯・顎・顔面の構成	歯の構造	2.0	必修		
		歯・歯周組織の構造と発生	1.0	必修		
		分子歯化学	2.0	必修		
		顎口腔エックス線解剖学	1.0	必修		
		口腔生化学・分子歯科学演習	0.5	必修		
	咬合・咀嚼系との成長・老化	口腔運動生理学	2.0	必修		
		機能的咬合系の成り立ちと顎関節症（口腔顔面痛）	1.0	必修		
		加齢が口腔機能に及ぼす影響	1.0	必修		
		口腔、顎、顔面の成長発育	1.0	必修		
発病と生体の防御機構	病因と病態	発病の病理・病態学	1.0	必修		
		口腔疾患の病理・病態学	1.0	必修		
		病理解剖学・外科病理学演習	0.5	必修		
		放射線生物学	1.0	必修		
	感染症と免疫	ウイルス学	1.0	必修		
		微生物学	2.0	必修		
		免疫学	1.0	必修		
		口腔感染防御論	1.0	必修		
		歯科疾患の病因論	1.0	必修		
	病因・病態と薬物の作用	口腔感覺生理学	1.0	必修		
		歯科薬理学総論	2.0	必修		
		歯科薬理学各論	2.0	必修		
生体反応と生体材料	生体反応と生体材料	齲歯学と接着性材料臨床応用学	2.0	必修		
		金属材料臨床応用学	1.0	必修		
		再生歯学の基礎的演習	0.5	必修		
		矯正力による生体反応	1.0	必修		

区分		授業科目	単位数	必修選択の別	備考
専門教育科目	発病の原因と予防方法	社会環境と健康	疫学理論	1.0	必修
			人間生態学	1.0	必修
			公衆衛生学	1.0	必修
			保健統計学	1.0	必修
		口腔保健と機能の増進	小児の口腔保健指導	1.0	必修
			歯科疾患予防の方法論	1.0	必修
			口腔衛生学	1.0	必修
		口腔病変の診断と治療方針	隣接医学 (医学全般を知る)	内科学	4.0
	外科学Ⅰ			2.0	必修
	外科学Ⅱ			2.0	必修
	整形外科学			1.0	必修
	小児科学			1.0	必修
	耳鼻咽喉科学			1.0	必修
	産婦人科学			1.0	必修
	皮膚科学			1.0	必修
眼科学	1.0			必修	
精神神経病態学	1.0			必修	
診察と治療計画	臨床疫学に基づく欠損機能回復	臨床疫学に基づく欠損機能回復	1.0	必修	
		口腔疾患の診断・検査	1.0	必修	
		顎・顔面・咬合異常の診査と判断	1.0	必修	
		口腔疾患の画像診断	1.0	必修	
		口腔内科学	1.0	必修	
		インプラントと唾液腺疾患	1.0	必修	
		歯・顎口腔領域の発育異常	1.0	必修	
		麻酔学総論	1.0	必修	
		口腔と全身の臨床検査	欠損歯列の診査	1.0	必修
			口腔腫瘍の病理・病態学	1.0	必修
感染症学	1.0		必修		
放射線の発生と撮影機器	1.0		必修		
顎顔面領域のエックス線検査	1.0		必修		
口腔病変の治療と機能の再建	歯の疾患と機能回復	歯科薬物療法学	1.0	必修	
		歯髄病態診断・治療学	1.0	必修	
		臨床予防歯科学・保健指導	1.0	必修	
		歯周病態診断・治療学	1.0	必修	
	咬合・顎関節の疾患と機能回復	顎・顔面・咬合異常の治療学	1.0	必修	
		先天異常・症候群の科学と治療学	1.0	必修	
		損傷の科学と治療学	1.0	必修	
		囊胞と顎関節疾患	1.0	必修	

区分			授業科目	単位数	必修選択の別	備考
専門教育科目	口腔病変の治療と機能の再建	顎顔面領域の疾患と機能回復	炎症の科学と治療学	1.0	必修	
			口腔粘膜疾患・口腔領域の神経疾患	1.0	必修	
			口腔腫瘍学	1.0	必修	
			手術学総論・各論	1.0	必修	
			抜歯学	1.0	必修	
		小児・障害者・有病者の治療と患者管理	小児と障害児者の歯科診療	1.0	必修	
			歯科恐怖と行動歯科学	1.0	必修	
			有病者の歯科治療・血液疾患	1.0	必修	
			局所麻酔と精神鎮静法	1.0	必修	
			麻酔と患者管理	1.0	必修	
		歯の欠損と咬合機能の回復	クラウンによる咬合再建学	1.0	必修	
			ブリッジ、インプラントによる咬合再建学	1.0	必修	
			部分無歯顎の咬合再建学	1.0	必修	
			咬合再建における形態と顎機能	1.0	必修	
		無歯顎者、高齢者の機能回復学とインプラント	治癒の病理・病態学	1.0	必修	
			硬組織代替材料学	1.0	必修	
			高齢者の再建咬合の科学	1.0	必修	
	顎顔面と身体の機能の実際	顎顔面機能の解析法	口腔生化・分子歯科学実習	1.0	必修	
			口腔生理学実習	0.5	必修	
			歯科薬理学実習	1.0	必修	
			脳の解剖学実習	1.0	必修	
			口腔解剖学実習	3.0	必修	
		身体機能の解析法	細胞・組織学実習	1.0	必修	
			歯・歯周組織の構造と発生実習	0.3	必修	
			内臓の構造実習	0.5	必修	
			微生物学実習	0.5	必修	
			再生歯学の生物学的解析実習	0.5	必修	
	口腔保健と診断・診療の技術の実際	顎顔面領域の病変と診断法	口腔保健学実習	0.5	必修	
			病態エックス線像実習	0.5	必修	
			発病と治癒の病理組織学実習	0.5	必修	
			口腔疾患、腫瘍の病理組織学実習	0.5	必修	
			外科病理診断基礎実習	0.5	必修	
		歯・歯周の病変と診断法	口腔微生物学実習	0.5	必修	
			歯周病診断治療学実習	0.5	必修	
		歯列発育と歯列不正の医療技術	成長期の歯冠修復学実習	0.5	必修	
			歯の移動の臨床手技実習	0.7	必修	
		歯・咬合機能の回復と修復技術	生体材料学実習	0.5	必修	
			硬組織修復学実習	0.5	必修	
			保存修復学実習	1.5	必修	
			歯冠補綴学とE B M実習	0.5	必修	
			ブリッジ、インプラントによる咬合再建手技実習	0.5	必修	

区分			授業科目	単位数	必修選択の別	備考
専門教育科目	口腔保健と診断・診療の技術の実際	顎・咬合機能の回復と再建技術	接着の科学と咬合再建手技実習	0.5	必修	
			接着の科学と咬合再建技工実習	0.5	必修	
			無歯顎咬合再建の機能形態学実習	0.5	必修	
			無歯顎の咬合再建学実習	0.5	必修	
			高齢者口腔の修復形態学実習	0.5	必修	
			義歯維持装置の科学実習	0.5	必修	
			部分無歯顎の咬合と顎機能実習	0.5	必修	
	病院診療の実際	臨床実習前総合科目	生命倫理学	1.0	必修	
			障害者歯科学	1.0	必修	
			総合歯科医療の基本	1.0	必修	
			歯科診療における安全管理	1.0	必修	
			臨床技能実習	7.0	必修	
		臨床実習	診療参加型臨床実習	32.0	必修	
総合科目 自己を磨く	問題発見解決演習		チュートリアル1	0.5	必修	
			チュートリアル2	0.5	必修	
			チュートリアル3	0.5	必修	
	自由参加型演習		自由研究演習Ⅰ（研究室配属）	3.0	選必	左記2科目から1科目3単位を修得する
			歯学国際交流演習（ODAPUS）	3.0	選必	
特別科目 歯学を深める	歯学のまとめ		総合歯学演習	2.5	必修	
	医療法と社会福祉	医療法学・社会福祉学	2.0	必修		
	歯科医療の実践	実践歯科医療学	1.0	必修		

専門教育科目 卒業要件単位数 188.5単位

## 4. 岡山大学学部共通規程

（平成16年4月1日）  
（岡大規程第72号）

### 第1章 学生証

（携帯）

第1条 学生は、学生証を常に携帯しなければならない。

（提示）

第2条 学生証は、岡山大学（以下「本学」という。）の職員から請求があったときは、いつでもこれを提示しなければならない。

（返納）

第3条 学生証は、卒業、退学、除籍等により本学の学籍を離れたときは、直ちに返納しなければならない。

（再交付）

第4条 学生証を紛失し、汚損し、又は有効期間が経過したときは、再交付を受けなければならない。

### 第2章 身上異動

（宿所、連絡者の届け出）

第5条 学生は、その宿所及び親族又はこれに代わる連絡者を毎学年の始めに、所定の様式により、所属する学部の長に届け出なければならない。

2 宿所及び連絡者の変更、その他の身上異動は、その都度速やかに所属する学部の長に届け出なければならない。

### 第3章 服装

（服装）

第6条 服装は、本学の学生として品位を保ち得るものでなければならない。

### 第4章 健康診断

（健康診断）

第7条 学生は、毎年1回以上本学施行の健康診断を受けなければならない。

### 第5章 欠席

（欠席）

第8条 学生が連續して1週間以上欠席するときは、病気の場合は医師の診断書を、その他の場合は、理由書を添付して、速やかに所属する学部の長に届け出なければならない。

### 第6章 団体、集会等

（学内団体の結成）

第9条 学生が学内における団体（以下「学内団体」という。）を結成しようとするときは、所定の様式により学長に届け出ることを要する。

2 団体の会則その他の届出事項を変更しようとするとき、又はその団体が学外団体に

加入しようとするときも同様とする。

(集会)

第10条 学生が学内において集会しようとするときは、集会責任者は、その期日の2日前までに、所定の様式により1学部限りの構成人員をもってする集会においては、その学部の長に、その他の場合は、学長に届け出るものとする。

(集会場所の借用)

第11条 学生が教室、体育館等本学の施設を集会等のために使用しようとするときは、その責任者は、使用期日の2日前までに学長又は関係学部の長に願い出て、許可を受けなければならない。

(学外者の招へい等)

第12条 学生が学外から特別指導者、講演者、コーチ等を招へいしようとするとき又は学外団体若しくは学外者と共同して学内において集会等を行おうとするときは、その期日の5日前までに学長に願い出て許可を受けなければならない。

## 第7章 掲示、印刷物の配布等

(掲示、印刷物等)

第13条 学生が本学構内で掲示及び印刷物の配布、その他一般を対象とする行為をしようとするときは、あらかじめ所定の様式により学長又は所属する学部の長に届け出るものとする。

(学外での行事)

第14条 学生が学外において本学又は本学学部の名を使用して行事を行おうとし、又はビラ・ポスターの掲示又は配布をしようとするときは、学長又は関係学部の長の許可を受けなければならない。なお、学内団体が学外において行事を行おうとするときは、あらかじめ所定の様式により学長に届け出るものとする。

## 第8章 雜則

(行為の禁止)

第15条 学生の団体及び行為が本学の機能を害し、又はその秩序を乱し、その他学生としての本分に反すると認められるときは、これを禁止することがある。

(規程の準用)

第16条 聴講生、科目等履修生、特別聴講学生、専攻生、研究生及び委託生についてもこの規程は準用されるものとする。

## 附 則

この規程は、平成16年4月1日から施行する。